

東邦大学医療センター大橋病院
MR活動について
(MR用)

2005年8月11日改訂

2014年1月10日改訂

2014年7月01日改訂

2016年4月18日改訂

2018年12月1日改訂

2019年11月1日改訂

2020年7月9日改訂

東邦大学医療センター大橋病院におけるMR活動について

院内におけるMR活動は、患者様や診療の妨げにならないように配慮をお願いします。

1. 院内におけるMR活動について

院内への無断入室は禁ずる。

院内でMR活動を行う場合は、防災センターでゲストカードを取得する。

医薬品製造業者の訪問活動に関するルールを厳守する。

2. 薬剤部における医薬品情報提供について

担当 MR はPr. JOYに登録する。

原則、事前にPr. JOYにてアポイントを取得する。（緊急の場合を除く）

3. 医薬品情報の提供について

- ・新薬情報（4. 医薬品の情報提供活動を参照）
- ・添付文書改訂
- ・製造中止に関する事項（2部）
- ・包装変更（2部）
- ・薬品回収、欠品等に関する事項（2部）
- ・院内の副作用報告
- ・市販直後調査、市販後調査、使用成績調査、再審査結果報告
- ・患者指導用資料
- ・適正使用ガイド、使用上の注意の解説 など

4. 医薬品の情報提供活動

新規に医薬品の院内活動を行う場合は、下記の手順に従い医薬品ごとに許可を得る。

<医薬品院内活動許可申請の手続き>

- 1) 新規医薬品（規格・剤形追加を含む）の発売が決定したら、ヒアリング実施の有無を確認する。

ヒアリング開催日時：第1, 3木曜日16:30～17:30、1社30分（説明時間10分）

当日に必要な資材 ・提出資料5部（添付文書、インタビューフォーム、
新医薬品「使用上の注意」の解説、適正使用ガイド、
製品情報概要、審査報告書、対象疾患ガイドライン、
適正使用に関する情報 など）

・プロジェクト

- 2) 「医薬品に関する院内活動申請書」を医薬品情報室に提出する。
（但し、提出は発売後とする）
- 3) 「医薬品に関する院内活動許可書」が発行される。
- 4) 本許可書を得た後、院内活動を開始する。

5. その他の注意事項

新規医薬品の購入申請は、医師が行うものであるためMRは関与しない。

担当MRは、交代時にはこれらの事項を引き継ぐこと。